

●香川県告示第191号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成19年4月14日から施行する。
平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。					1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。				
(1) 道路					(1) 道路				
名称	指定区間	市街地区間			名称	指定区間	市街地区間		
		地域	始点	終点			地域	始点	終点
1～5 略					1～5 略				
6 国道 319号	丸亀市原田町内国道11号との交点から仲多度郡まんのう町買田内国道32号との交点に至る区間	略			6 国道 319号	丸亀市原田町内国道11号との交点から仲多度郡まんのう町買田内国道32号との交点に至る区間及び普通寺市与北町内県道普通寺大野原線との交点に至る区間	略		
7～56 略					7～56 略				
(2) 鉄道 略					(2) 鉄道 略				
2・3 略					2・3 略				